

教職第 2 5 6 - 3 号
令和 6 年 5 月 1 7 日

関係各市町村立学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

令和 6 年度税制改正に伴う所得税の特別控除（定額減税）について（通知）

給与支給事務につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
令和 6 年度税制改正に伴い、令和 6 年分所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。
つきましては、下記のとおり事務処理をお願いいたします。

記

1 概要

(1) 対象者

令和 6 年分所得税の納税者である居住者で、令和 6 年分の所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円以下である者

(2) 定額減税額

特別控除の額は、次の金額の合計額です。
ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

本人（居住者に限る）	30,000 円
同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限る）	1 人につき 30,000 円

2 実施方法

令和 6 年 6 月 1 日において主たる給与等の支払を受ける者を対象として、令和 6 年 6 月 1 日以後最初の給与等（期末勤勉手当を含む。以下同じ。）の支払日までに提出された給与所得者の扶養控除等異動申告書（以下「扶養控除申告書」という。）に記載された情報に基づき、特別控除の額を控除します。

6 月分給与から控除しきれない部分の金額は、令和 6 年中に支払われる給与等から、

順次控除します。

なお、扶養控除申告書に記載した事項の異動等により、特別控除の額が異動する場合は、年末調整により調整します。

※扶養控除申告書を提出していない(源泉徴収税額表の乙欄や丙欄が適用されている)場合は、給与等からの定額減税の控除は行いません。(確定申告の際に定額減税を受けることができます。)

3 給与支給明細書等への記載について

給与管理システムから配信される給与支給明細書については、別紙のとおり給与等から控除された定額減税額を明示します。

4 報告について

県費事務担当から別途通知いたします。

※事前に扶養控除申告書の内容について、御確認ください。

※報告方法等の県費事務担当へのお問合せは、原則質問票により行っていただきますよう、お願いいたします。

5 その他

定額減税に関する詳細は国税庁・定額減税特設サイトを御確認ください。

(URL: <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>)

(1～3及び5について)

担当 教職員課給与管理担当

(4について)

担当 教職員課県費事務担当

E-Mail a6660-09@pref.saitama.lg.jp

F A X 048-825-0013

給与支給明細書

XXXXXX

NNNNNNNN

給与支給明細書

XX

NNNNNNNNNNNNNNNNNN

支給年月	職員番号	氏名	表路月給	給料月給	給料月給	給料月給	給料月給	給料月給	給料月給	給料月給	給料月給	給料月給	給料月給
XXXXXX	XXXXXXXX	NNNNNNNNNNNNNNNNNN	NN	XX	XXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
担任給調整手当	管理職手当	親手当	時間外手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	月給特別勤務	日給特別勤務	原直手当	管理職特別	通勤手当	産業教育手当		
XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX		
臨時職通教育	特待手当	へき地手当	離職手当	勤続手当	勤続特別手当	短命短生手当							
XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX							
	支給総額	共済短期年金	共済介護年金	共済遺年金	共済遺年金	短期(遺)年金	遺(遺)年金	遺(遺)年金	遺(遺)年金	遺(遺)年金	遺(遺)年金	遺(遺)年金	遺(遺)年金
XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	雇用保険料						国民年金料	NNNNXXXX XXXX XXXX			
XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX							NNNNNNNN XXX XXX N			
										NNNN XXX N Z19 N Z, Z19, Z19 N			
										XXX N Z19 N Z, Z19, Z19 N			
										XXX N Z19 N Z, Z19, Z19 N			
市県民	市県民	共済年金	共済年金	共済年金	共済年金	共済年金	共済年金	共済年金	共済年金	NNNNNNNN NNN NNNNN			
XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	NNNNNNNN NNN NNNNN			
その他給金	引当金	引当金	引当金	引当金	引当金	引当金	引当金	引当金	引当金	NN NN Z, Z19, Z19 N			
XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	NN NN Z, Z19, Z19 N			
										NN NN Z, Z19, Z19 N			

(90/01)

期末手当・勤勉手当支給明細書

XXXXX

NN 29年 29月 分

期末手当・勤勉手当支給明細書

XXX

NNNNNNNNNNNNNNNN

支給年月	職員番号	氏名		支	繰	手	給付の月期	(給付の調整額)	新機調整額	扶養手当	地域手当
XXXXXX	XXXXXXXX	NNNNNNNNNNNNNNNN		NN	XX	XXX	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ
加算割合 %	加算所得等加算	加算割合 %	管理職加算								
ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ								
雇主支給割合	勤勉支給割合	自由乗務員	期末率 %	期末手当	勤続率 %	勤働手当					
XXXXXXXX	XXXXXXXXXX	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ								
	大船積組	其過期積組金	其過期年掛金	其過期年掛金	其過期年掛金	其過期年掛金	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	
		ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	
			課税対象額	税率 %	所得税						
ZZZZZZZZZZ			XXXXXXXX	ZZZZZZZZZZ							
共済貯蓄金	互助会貯蓄金	財形貯蓄					定額減税	ZZZZZZZZZZ			
ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ									
	その他控除金	老引支給額	第一口座金額	第二口座金額	第三口座金額	現金支給額	NNNNNNNNNNNNNNNN	ZZZZZZZZZZN			
ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	ZZZZZZZZZZ	NNNNNNNNNNNNNNNN	ZZZZZZZZZZN			

(0102)